

〈巻 頭 言〉

地域保健と保健婦活動

湯 沢 布 矢 子

今年(1994年)は、これからの数年間はまさに20世紀のターミナル・ステージにあたる。国際的な激動もさることながら、日本国内においても、バブル経済が崩壊して政治・経済は大きく変動し、まさかと思っているうちに、自民党1党支配に替って連立政権の時代となった。

地域保健分野でも、急速に進行する少子・高齢化社会にあってさまざまな変化がおきているが、終戦後間もない昭和22年に制定された現在の保健所法は、時代に沿った多少の改正はあったものの、根本的改正は行なわれないうちに今日に至っているといわれる。また保健所そのものについても、30年代から“たそがれ論”がささやかれ、保健所のあり方は永遠の課題のように議論され続けてきた。

この間、日本は世界屈指の経済大国となり、繁栄社会を実現したが、国民生活は向上し、医療技術の進歩ともあいまって、疾病構造も保健ニーズも著しく変化した。そして世界に類をみない高齢化社会へと疾走しつつある。

一方、女性の目覚ましい社会進出等に伴い、価値観も変化して、晩婚化非婚化などがすすみ、少子化が進行する結果となった。またこれが人口の高齢化を一層おし進めることとなり、本年3月には、高齢社会福祉ビジョン懇談会から「21世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて」が厚生大臣に提出された。続いて4月に発表された厚生白書(5年版)においても「子育ての社会的支援を考える」が副題になっており、高齢者と共に子供をめぐる問題もいっそう顕著になってきている。

このような社会情勢の中にあつて、地域保健分野では、まさに一大変革の時期を迎えている。昨年1月に厚生省公衆衛生審議会・総合部会は、地域保健基本問題研究会(座長上村一)を設置し、生活先進国日本を目標に、新たな地域保健体系の構築を目指して、半年に及ぶ検討がなされ、7月に報告書がまとめられた。これに基づいて厚生省は、平成6年第129国会に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案」を提出したが、その中核は保健所法の抜本的見直しである。

さて、地域保健分野の対人サービスを担う保健婦は、非常に重要な専門職である。その活動は60年の実績を有し、わが国の公衆衛生の向上に大きく寄与してきたといっても過言ではあるまい。現在、総勢27,000人の保健婦が、地域保健・病院診療所、事業所等で活躍しているが、このうち保健所と市町村の約21,400人が、この特集でとり上げた保健婦達である。

何分にも大きな変革期にあり、地域保健法が決まって、活動体制が明らかになってから、本テーマをとり上げた方がよいのではないかと考えたが、動きは動きとして、保健婦の実態や活動事例、今後の課題などを特集してほしいとの編集サイドの御要望であったので、本誌のような企画を試みた。

ともかく保健婦は非常に多面的な活動を行う職種である。近年の高齢化の進行に伴って、医療やとくに福祉的分野にまで、その活動が期待されるようになってきているが、シェアが広いだけに、周囲の描く保健婦像や期待もまた多様で批判も多い。本特集によって保健婦に対する御理解と御支援が得られることを祈念する次第である。

(国立公衆衛生院公衆衛生看護学部長)